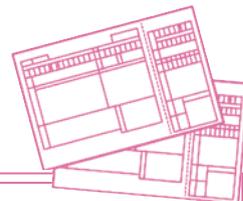


● 奈良県中南和県税事務所からのお知らせ ●

個人事業税の

第1期分の納期限は、 9月1日(月)
第2期分の納期限は、 12月1日(月) です。



個人事業税の納付書は、
第1期分・第2期分を同封しています。

お間違いのないようご注意ください。

第2期分の納付書は、紛失しないよう保管いただき、12月1日までに納付してください。
第1期分・第2期分をまとめて9月1日までに納付することもできます。

※年税額が1万円以下の場合は、9月1日までに全額を納付してください。

※金融機関の窓口、コンビニエンスストアの他、スマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイト
(クレジットカード・インターネットバンキング等)、ペイジー(ATM等)での納付もできます。

※口座振替制度もご活用ください。申し込みは金融機関にてお願いします。



詳しくは、中南和県税事務所 課税係

(☎48-3004) までお問い合わせください。



キャッシュレス納付にご理解・ご協力をお願いします



各県税事務所・自動車税事務所の窓口では納付できません。
現金での納付は、コンビニエンスストア、金融機関窓口やATMを
ご利用ください。

窓口まで行かなくても…



スマホやインターネットでも納付手続きができます！

納付場所や納付方法についての詳細は、奈良県税務課のHPをご覧ください。

<https://www.pref.nara.jp/17664.htm>



地方税お支払サイト
地方税のお支払が便利・簡単に!!



スマホやパソコンで
お支払が可能です

www.payment.eltax.lta.go.jp/



定額減税不足額給付金（調整給付）

定額減税不足額給付金（調整給付）とは、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）（当初調整給付金）の額に不足が生じた場合に、令和7年度に追加給付を行うものです。対象者には、8月中旬に確認書または申請書を送付予定です。

【支給対象者】

令和7年度の個人住民税が村で決定される方（原則として令和7年1月1日時点で村に住民登録がある方）で、算定基準の税額を令和7年6月2日とし、下記の①②どちらかに該当する方

①令和6年度に実施した給付金と差額が生じた方

令和7年1月1日時点で村に住民登録があり、令和6年分所得税および定額減税の実績額等の確定後、本来給付すべき額と、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付金）との間で差額が生じた方

〈例〉

- 令和5年分に比べ、令和6年分所得が減少したことで、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことで、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことで、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、本来給付されるべき額が増加した方

②税制上扶養親族対象外等の方

- 令和7年1月1日時点で村に住民登録があり、下記のすべての要件を満たす方
 - 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円（本人として、定額減税の対象外であること）
 - 税制度上、「扶養親族」対象外の方（青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方）、（扶養親族等として、定額減税の対象外であること）
- 以下の給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方
 - 令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）
 - 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金（10万円）
 - 令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯に給付金（10万円）

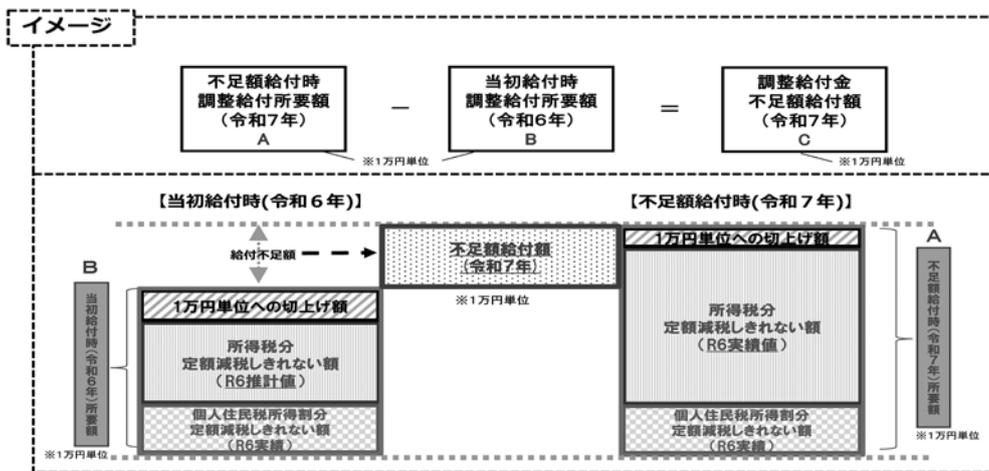
【給付額】

①令和6年度に実施した給付金と差額が生じた方

「不足額給付時の調整給付所要額」と「当初調整給付額」との差額

②税制上扶養親族対象外等の方

原則4万円（定額）
ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった方は3万円
※給付金を装う詐欺にご注意ください。役場がATMの操作や手数料の振込を依頼することは絶対にありません。



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

【問い合わせ】 暮らし窓口課 給付金担当 ☎54-2282

国民年金保険料 納付は期限までに！

国民年金保険料は、月額17,510円です（令和7年度）。日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納付できます。また、クレジットカードやインターネットを利用した納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構は、保険料を期限までに納めていただけない方に、電話・文書・訪問による早期納付を案内しています。

【未納のまま放置すると…】

強制徴収の手続きによって督促を行います。さらに指定期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります。

所得が少ないなど納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

【問い合わせ】

桜井年金事務所

☎ 4210033

児童扶養手当を 受給している方へ

「現況届」と「一部支給停止適用除外事由届」の提出が必要です。

【対象】

離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育する家族（ひとり親家庭）

【現況届の提出】

現在受給中の方は、**8月1日（金）～8月29日（金）**に提出が必要です。

※未提出の場合、8月分以降の手当を受給できません。

※2年間未提出の場合、受給資格がなくなります。

【一部支給停止適用除外事由届の提出】

支給開始から5年が経過している受給者等は、就業中または就業活動中、就業困難な事情があることの届出が必要です。必ず期限までに提出してください。

※未提出の場合、手当額の2分の1が支給停止になります。

※該当者には個別に通知します。

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 5412282

特別児童扶養手当を 受給している方へ

「所得状況届」の提出が必要です。

【対象】

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障がいを持つ児童を監護している父もしくは母、あるいは父母にかわってその児童を養育している方

【所得状況届の提出】

現在受給中の方は、**8月12日（火）～9月11日（木）**に提出が必要です。

※未提出の場合、8月分以降の手当を受給できません。

※2年間未提出の場合、受給資格がなくなります。

※該当者には個別に通知します。

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 5412282

第12回特別弔慰金 支給申請が始まっています

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金等の受給者がいない場合に、額面27万5千円、5年償還の記名国債が支給されます。

【対象】

次の順番で上位のご遺族一人

① 弔慰金の受給権者

② 戦没者等の子

③ 戦没者等の死亡当時に生計関係を有していた、戦没者等と氏を同じくする父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

④ 前記③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤ 前記①～④以外で、戦没者等の

死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた三親等内の親族

【請求期間】

令和10年3月31日まで

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 5412282

車座集会(明日香座)

村政への意見や提案をいただくため開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

※事前申込は不要です。

■第2回

【日時】

8月9日(土) 19時～

【場所】

役場交流ホール

【対象大字】

岡・島庄・上居・細川・上・尾曾・冬野・畑・入谷・栢森・稲淵・阪田・祝戸・橘・立部・野口・川原

■第3回

【日時】

8月23日(土) 19時～

【場所】

役場交流ホール

【対象大字】

飛鳥・豊浦・雷・小山・奥山・八釣・東山・小原

【問い合わせ】

総合政策課

☎ 54-9018

iPhoneでマイナンバーカード機能を利用できます

iPhoneでマイナンバーカードが利用できるようになりました。(Androidスマホはすでにサービスを開始しています。)

アプリにマイナンバーカードの機能を搭載することで、実物のマイナンバーカードの代わりにスマートフォンから各種手続きの申し込みやマイナンバーへのアクセスが可能になります。



この機能はスマートフォンから利用の申し込みができます。村の窓口では受付していません。

ご不明点は左記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178



マイナンバーカード出張申請(自宅訪問)サービス

高齢の方や、身体が不自由な方、子育て中の方など、来庁が難しい方に向けて、ご自宅への出張申請サービスを行っています。できあがったカードはご自宅に郵送します。

【申し込み・問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 54-2282



8月 し尿くみ取り

原則として月1回(一部2か月に1回)行っています。

【日時】

8月4日(月)・5日(火)

午前中

(時間指定不可・くみ取りと集金は別日です。)

【問い合わせ】

新晃株式会社

☎ 22-5258

クリーンキャンペーン

今年の「クリーンアップならキャンペーン月間」は10月に変更されました。

■クリーンキャンペーン

飛鳥駅前から2つのコースを回る県内一斉美化活動

【実施日】

10月26日(日)

大字清掃は、各大字のスケジュールにあわせてご参加ください。

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 54-2282

情報閲覧コーナーを

設置しました!

役場交流ホールに、広報紙や議会だより、子育てパンフレット等を閲覧できる情報閲覧コーナーを設置しています。ご利用ください。

買い物をお手伝いします

お出かけに不安がある方を対象に、あすかデマンド乗合交通の利用や、自宅から停留所までの往復、店内での移動等をサポートします。

【対象者】

70歳以上または障がい者の方

【内容】

- ・あすかデマンド乗合交通の登録、予約
- ・自宅から停留所までの付き添い
- ・買い物中の見守り
- ・自宅への商品の運搬補助
- ・その他、相談により対応

【行き先・日程】

- スーパーエバグリーン飛鳥店
- ・ 8月7日(木)・13日(水)・28日(木)
- ・ 9月4日(木)・25日(木)

■ キリン堂高取店

- ・ 9月11日(木)

※いずれも13時30分～15時30分
※買い物時間は1時間程度

【利用料】

500円

【申し込み・問い合わせ】

社会福祉協議会
☎ 54-2740

感震ブレーカーで備える

地震に伴って発生する火災の多くは、電気関係の出力が原因です。感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感じた際、自動でブレーカーを落とす装置です。地震発生時の火災防止に役立ちます。

感震ブレーカーを設置し、わが家と地域を守りましょう。

【問い合わせ】

高市消防署 予防課予防係
☎ 52-4499

荒廃した竹林を整備しませんか？

放置された竹林の拡大を防ぎ、美しい景観や自然環境を守るため、竹林の伐採・処分費用の一部を補助します。

【対象竹林】

- ・ 管理がされていない荒廃竹林
- ・ 森林内に侵入した竹 など

【補助対象者】

対象竹林の所有者（共有の場合は全員の同意が必要）

※以下の方は対象外です。

- ・ 村税を滞納している方
- ・ 本事業と同様の補助金を国・県から受けている方

【補助内容】

伐採・撤去・運搬・処分などにかかった費用の9割までを補助します。（補助上限額あり）

【補助条件（一部抜粋）】

- ・ 対象面積は100㎡以上
- ・ 伐採した竹や雑木は、必ず「現地堆積」「場外搬出」「破碎処理」のいずれかで処分
- ・ 整備後も適切な管理（除草や再発生竹の伐採など）を継続など

※過去にこの補助金で整備した土地は対象外です。

【注意】

着手前に、申請書を提出し、交付決定を受けてから作業を行ってください。

※申請書は左記窓口または村HPから入手できます。

【申込期間】

9月30日(火)まで

【問い合わせ】

総合政策課
☎ 54-9018



▲申請書はこちら

農作業中の熱中症に注意

農作業中の熱中症による事故が毎年急増しています。こまめな休憩と水分補給など、正しい知識を身につけることで予防できます。

* 熱中症が疑われる場合には *

03 病院へ



応急処置をしても症状が改善しない場合は医療機関で診療を受けましょう!!

02 応急処置



- ・ 涼しい環境へ避難
- ・ 衣服をゆるめ体を冷やす
- ・ 水分・塩分を補給

01 作業を中断



(代表的な症状)

- ・ 汗をかかない、体が熱い
- ・ めまい、吐き気、頭痛
- ・ 倦怠感、判断力低下

- ・ 明日香産業課
☎ 54-9020
- ・ 健康こども福祉課
☎ 54-5550

農薬危害防止運動

農薬は 周りに配慮し 正しく使用！

安全な農薬使用を推進して農薬事故を防止するため、県では農薬の使用機会の多い夏期に運動を実施しています。

農薬はラベルの内容に従って使用することが義務づけられています。使用時は、周辺の人・物・農作物などに配慮してください。

特に、学校・公園・住宅地などに隣接する場所で使用する際は、飛散防止の取組と周辺住民への事前周知を徹底しましょう。

クビアカツヤカミキリにご注意を

特定外来生物のクビアカツヤカミキリは、人に害はありませんが、幼虫がバラ科樹木(サクラやウメ、モモ等)の内部を食べることで、果樹園や庭木の枯死を発生させます。幼虫は4〜10月頃に樹木を食べ、木くずと糞の混合物を排出し

ます。2〜3年かけて成虫になり、5〜8月頃に樹木の外に現れます。

【見つけた時は】

成虫はできるだけその場で捕殺してください。特定外来生物を生きたまま運搬や飼育、保管等することは禁止されています。

被害木は、伐倒や薬剤注入、樹幹部にネットを巻き付ける等の対策が必要です。

【問い合わせ】

明日香産業課

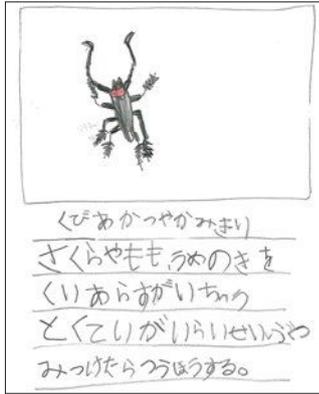
☎54-9020



▲うどん・粒状の混合物を出します



▲成虫は赤い部分が特徴です



▲小学生からも被害が報告されています

猟友会による有害鳥獣捕獲

(一社)奈良県猟友会明日香支部のご協力により、村内で有害鳥獣の捕獲・駆除を実施しています。(火・木・土)

5・6月には早朝に銃による鹿の駆除も実施しました。

農地で獣害被害が発生した場合は、総代を通じて明日香産業課までご相談ください。(捕獲には土地所有者の同意など、各大字・猟友会・村で調整が必要です。)

【問い合わせ】

明日香産業課

☎54-9020

	イシ	シカ	総計
大根田	1		1
上平田	1		1
真弓	1		1
細川		1	1
尾曾		2	2
畑		7	7
阪田	1	3	4
祝戸		1	1
橋	2		2
立部		3	3
	6	17	23

▲猟友会捕獲頭数(4〜6月)

自転車シミュレーター体験会

今年も奈良県交通安全協力会のご協力で、自転車シミュレーターがやってきます。走行体験中に課題されるクイズで、交通ルール・マナーを学びましょう。

【日時】

8月29日(金)・30日(土)

9時〜正午 ※先着順

【場所】

役場交流ホール

【参加費】

無料・申込不要

【主催】

明日香村交通安全協力会

【問い合わせ】

総務財政課

☎54-2001



全国一斉 「こどもの人権相談」

こまっけない？なやんでない？
いっしょにかんがえよう！

いじめ・体罰・不登校・児童虐待など、こどもの人権に関わる問題について、人権擁護委員と法務局職員が無料・秘密厳守で相談に応じます。

【対象】

県内在住の児童・生徒およびその保護者などの大人

【強化期間】

8月27日(水)～9月2日(火)

【相談方法】

①電話

強化期間中は時間を拡大し、8時30分～19時(土・日は10時～17時)に受付しています。

てんいち先生



☎0120-007-110

(フリーダイヤル)

※携帯電話・スマートフォン使用可、一部のIP電話使用不可

②LINE



▲友だち追加はこちら

③メール



▲詳しくはこちら

④ミニレター

6月末頃に小・中学校で配布しています。

【問い合わせ】

奈良地方法務局人権擁護課
☎0742-2315457

消費生活相談から

《事例》

警察を名乗る電話に注意！

警察を名乗る電話があり「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている。逮捕した犯人があなたと共謀している」と言っている。LINEのビデオ通話なら出頭せずに済む」と言われて、ビデオ通話に誘導され、警察手帳を見せられた。

その後相手の指示に従い、住所や銀行口座等を伝え運転免許証を掲示した。金銭を振り込むよう言われて不審に思い、電話を切った。個人情報悪用が心配だ。

(70歳代)

《アドバイス》

●警察を名乗る電話に関する相談が寄せられています。

警察署でよく使われる下4桁が「0110」の電話番号を表示したり、LINEのビデオ通話で警察手帳を見せたり

して信用させ、個人情報や金銭を引き出す手口です。

●警察がLINEのメッセージやビデオ通話等で連絡を取ることはありません。

●警察からと思われる番号でも、所属や担当者名等を聞いて一旦電話を切り、警察署の連絡先を調べたうえで相談しましょう。

●簡単に信用せず、絶対に相手に個人情報を伝えないでください。

【場所】

役場 相談室中

【問い合わせ】

明日香村消費生活相談窓口
☎54-22282

※くらし窓口直通の電話番号です。相談の方は「消費生活相談」の希望をお伝えください。

※相談日時以外でお急ぎの方は消費者ホットラインへ

☎1888

奈良県消費生活センター等につながります。